

# 太 秦 中 学 校 部 規 定

## 第 1 章 総 則

第1条 京都市立太秦中学校の生徒より、趣味、目的を同じくする者によって文化部と体育部をおく。

第2条 部長を中心にした自主的な活動により、専門的な技術や知識を深めたり、体力をつけたりすると共に、調和のとれた人格を形成する。

第3条 部の顧問をおき、顧問の先生の指導のもとに活動する。

第4条 部の加入は1つの部を原則とする。

第5条 入部の申し込みは、学年はじめに行う。ただし、保護者、担任、顧問の許可があれば、途中入部も可能である。

第6条 退部及び転部の場合は、顧問と担任の先生に申し出て退部届を提出すること。

第7条 各部はキャプテン・副キャプテンを選び顧問の同意を得る。

1・キャプテンは部を代表して顧問とよく連絡をとり、キャプテン会議に出席する。

2・副キャプテンはキャプテンを補佐する。

第8条 部の新設は、職員会議で審議し承認された場合、1年間同好会を経て部として成立する。

第9条 部の解散は、次の場合とする。

1・顧問のいない場合

2・部員が活動に適する人数に満たないとき、1年間休部後解散とする

3・生徒心得を守らない場合

## 第 2 章 部の活動

第10条 部の活動は、顧問の承認した計画に基づいて行い、部員独自の行動は許されない。

第11条 日曜日、土曜日、祝日、休暇中の活動は、顧問の指導を必要とする。

第12条 まとめテストの開始一週間前には、原則として活動を中止し、勉強に励む。

第13条 平日の活動時間は

夏期（2月中旬～10月中旬）17時30分終了、17時45分下校、

冬期（10月中旬～2月中旬）17時00分終了、17時15分下校とする。

土日・祝日の活動時間は年間を通して8時30分～17時15分とする。

長期休業中の活動時間は8時30分～16時45分とする。

第14条 活動終了後は後始末をきちんとし、下校時間を守り交通ルールを守ってすみやかに帰宅する。

第15条 活動場所、練習時間などの割り当ては、各顧問の話し合いで決める。

第16条 活動は規則を守り、研究を進め、発展向上をめざし、楽しく行う。

第17条 再登校時の部活動は時間を守る。

第18条 部活動の休日は部員の心身ともの健康を第一とする。1週間に2日以上（少なくとも平日に1日、休日に1日）の休養日を基本とする。活動時間は平日2時間程度、休日は3時間程度とする。また、学校閉鎖日には活動できない。

### 第3章 部員の生活

第19条 部員は学校内外の生活において、一般生徒の模範となるように常に心がける。

第20条 部員にはもとより、他の生徒に迷惑をかけたたり、生徒心得を守らなかったり先生の注意をきかなかったりした場合は除名又は活動の停止をする。

### 第4章 校外活動

第21条 部活動の一環として校外で活動する場合は、必ず顧問を通じて学校長に申し出を行い、太秦中学校の生徒・部員としての自覚を持ち、正しい行動をする。

### 第5章 部 費

第22条 部費は各部で話し合い、顧問が必要と認めたときに集めることができる。ただし、1ヶ月300円以内とし、決算報告をする。

第23条 部費は必ず出納帳に記入し、使用する場合は顧問の許可を必要とする。